

平成29年度 地域包括支援センターの活動状況（概要）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的した機関です。新潟市では、27か所のセンターを設置しており、包括的支援事業の委託を受けた社会福祉法人、医療法人、株式会社が運営しています。

平成29年度の地域包括支援センター運営方針においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、重点的に行うべき業務の方針として以下の3点を示しました。

（1）在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない医療・介護の体制を構築するため、地域包括支援センターは在宅医療・介護連携センター・ステーションとの連携を深めるとともに、多職種によるネットワークを拡充し、地域の関係機関との連携体制の充実を図ります。

（2）認知症施策の推進

認知症の高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターは、住民への認知症に関する啓発活動や地域住民とのネットワークのさらなる構築を進めていくとともに、医療・看護・介護の関係者との連携体制の強化を図っていきます。

（3）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えていく中で、多様な生活支援・介護予防サービスをさらに充実させていくことが重要であることから、地域包括支援センターは多様な担い手や居場所づくりが充実するよう、支え合いのしくみづくり推進員や支え合いのしくみづくり会議と連携していきます。

センターには原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置しています。加えて、地域にあったきめ細かな支援を実施するために、機能強化職員を配置しています（16センターに1名ずつ、11センターに2名ずつ配置）。それぞれの専門職がその専門知識や技能を互いに活かしながら、チームとして次の業務を行っています。

- 1 包括的支援事業
 - ① 総合相談支援業務
 - ② 権利擁護業務
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- 2 地域包括支援ネットワークの構築
- 3 機能強化事業
- 4 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

1 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

- 「総合相談」窓口として広く市民からの相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや適切な機関につなぎ、必要に応じて継続的に支援等を行っています。

グラフ1

相談相手別 相談実件数の推移

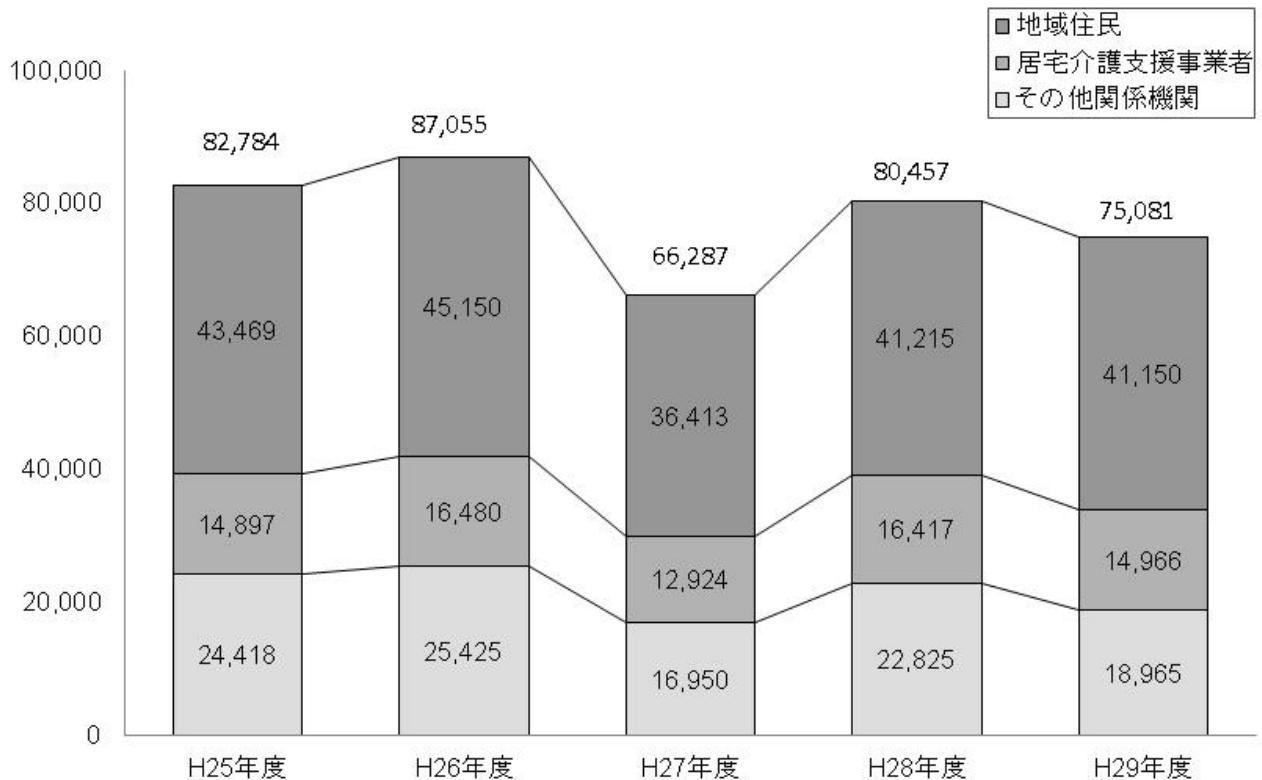


表 1

平成 29 年度 区別の相談実件数

(単位: 件)

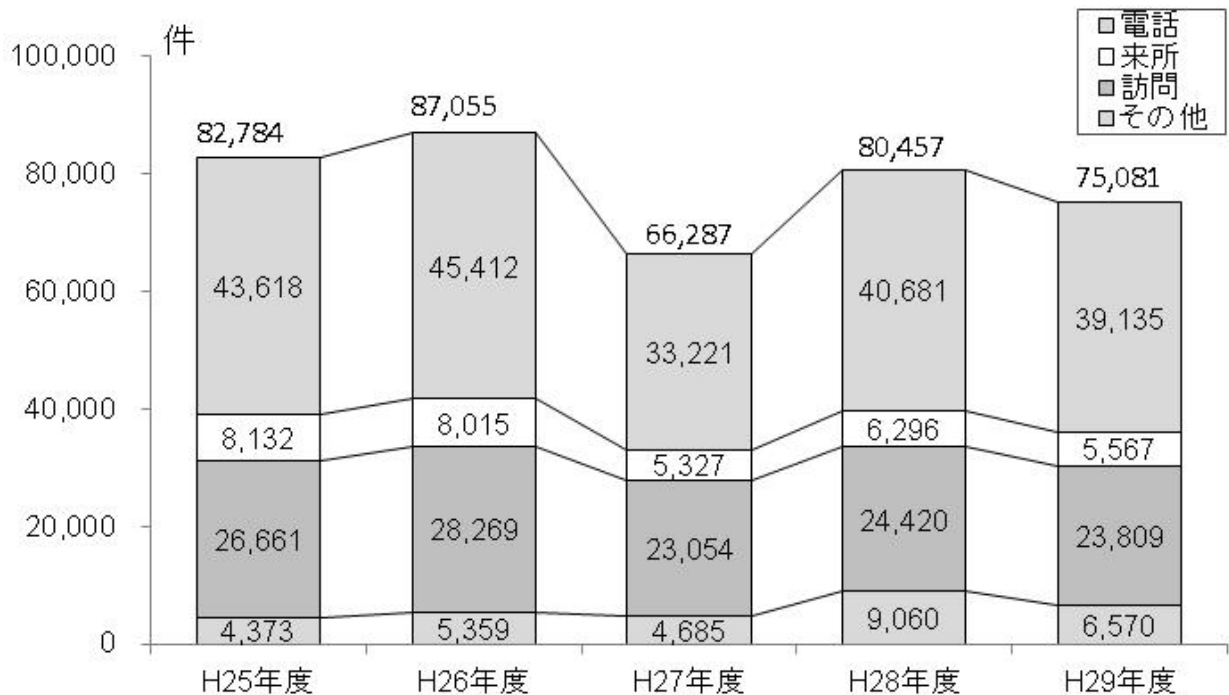
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	総計
地域住民	4,061	6,296	9,707	4,054	4,636	2,450	6,698	3,248	41,150
居宅介護支援事業所	1,488	3,091	2,302	2,079	1,540	937	2,621	908	14,966
その他関係機関	1,582	2,576	3,299	3,841	1,674	1,606	3,298	1,089	18,965
相談実件数合計	7,131	11,963	15,308	9,974	7,850	4,993	12,617	5,245	75,081

高齢者人口(A)	21,666	37,423	46,706	19,333	23,171	12,561	43,926	17,802	222,588
地域住民相談実件数(B)	4,061	6,296	9,707	4,054	4,636	2,450	6,698	3,248	41,150
(B)／(A)	18.7%	16.8%	20.8%	21.0%	20.0%	19.5%	15.2%	18.2%	18.5%

※高齢者人口は平成29年5月末日現在

グラフ 2

相談手段別 相談実件数の推移



- 電話、来所による相談の他、老人憩の家や大型店舗等へ出張相談を行い、身近な所で相談できる機会を提供するとともに、地域包括支援センターの周知にもつなげています。

表 2

出張相談実施回数の推移

(単位：件・人)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
出張相談実施回数	142	368	401	359	368
相談者数	941	1,623	2,274	1,984	1,865
1回あたり相談者数	6.6	4.4	5.7	5.5	5.1

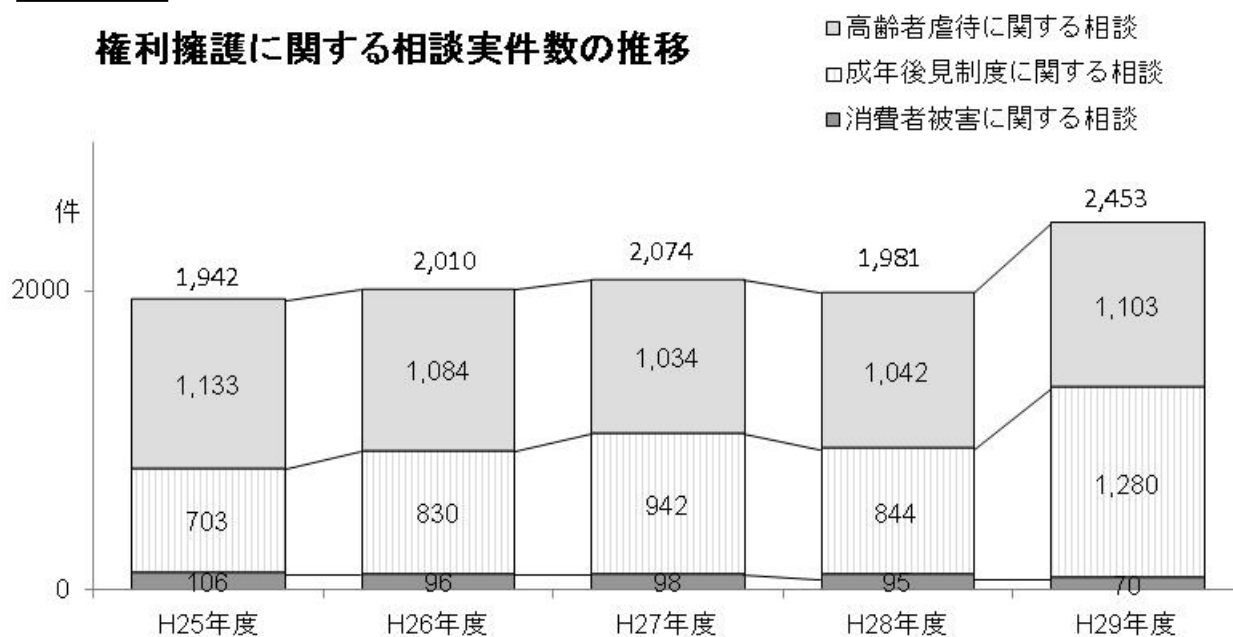
② 権利擁護業務

- 権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象となりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うものです。

具体的には高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応に関する相談対応、成年後見制度に関する相談支援等を行なっています。

グラフ 3

権利擁護に関する相談実件数の推移



③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントをケアマネジャーが実践できるためにケアマネジャーの支援を行っています。
- ケアマネジャーやかかりつけ医などの地域における多職種や地域の関係機関等との連携体制を構築したり、ケアマネジャーを対象に研修会を企画・実施することで、ケアマネジャーや介護サービス事業者の質の向上を図り、質の高い介護サービスの提供につなげます。

表 3

地域包括支援センター主催研修会等開催回数の推移

(単位:回)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
センター主催研修会	237	312	317	349	294
その他(他機関主催の会の講師)	342	360	340		492
合 計	579	672	657	349	786

- 地域のケアマネジャーが抱える難しい事例等に対する助言や指導、事例検討会等、ケアマネジャーに対して、問題解決のための支援を行っています。

表 4

ケアマネジャーに対する支援回数の推移

(単位:件、回)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
支援実件数	4,481	5,410	5,201	5,423	6,225
1 件あたりの支援回数	2.6	2.3	2.3	2.9	2.3

④ 介護予防ケアマネジメント業務

- 要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。
- 対象者の状態や置かれている環境を評価し、適切な介護予防・生活支援サービスの利用や地域の社会資源の利用ができるようにケアプランを作成しています。
- ケアプラン作成は、平成 29 年度の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始に伴い、利用サービスの種類によって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに位置付けられます。（表 5、表 6 参照）
 また、これまでケアプラン作成を要しない事業（旧二次予防事業：幸齢ますます元気教室、訪問指導）についても、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが個々の状態・状況に合わせた適切なケアプラン作成を行うこととなりました。
- 介護予防ケアマネジメントについては「4 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」にて詳述します。

表 5

介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

	要支援1・2	基本チェックリストによる 事業対象者
給付サービスのみ利用の場合	介護予防支援 (保険給付)	利用不可
給付サービスと総合事業を 併用する場合		
総合事業のみ利用する場合	介護予防ケアマネジメント(総合事業)	

※介護予防支援は地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施

※介護予防支援、介護予防ケアマネジメントについては居宅介護支援事業所に委託可

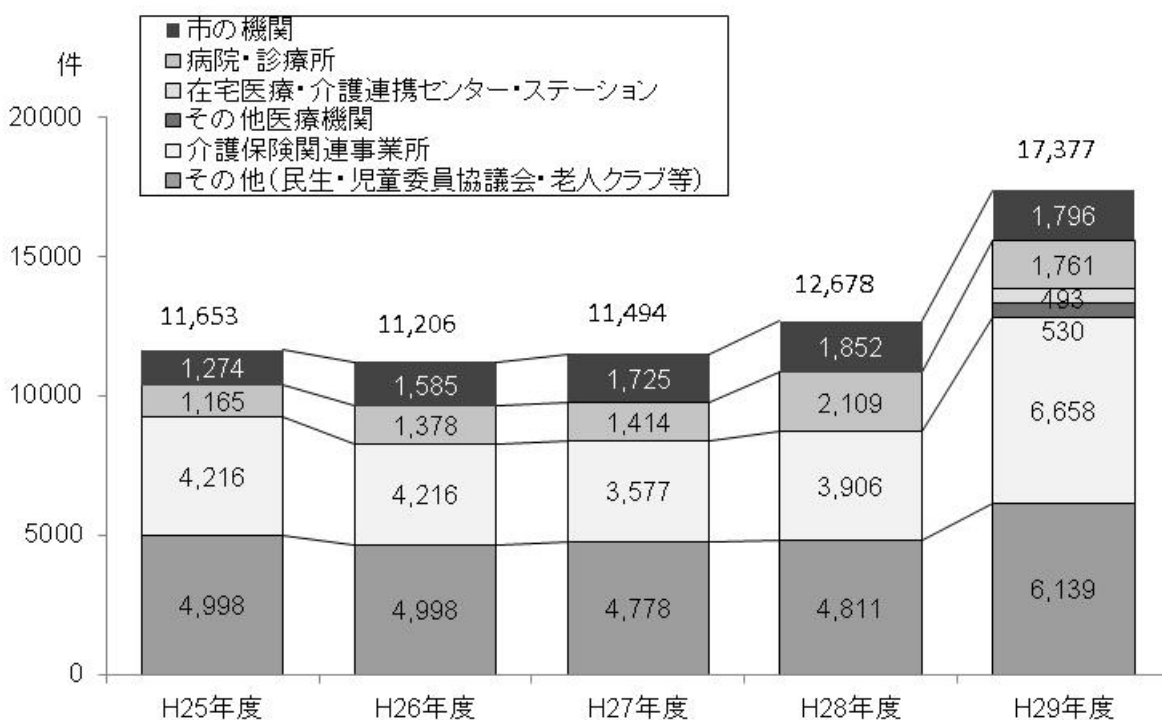
2 地域包括支援ネットワークの構築

- 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。

地域包括支援センターは、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「ネットワーク」を構築するとともに、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう努めています。

グラフ4

ネットワーク構築のための連携回数の推移



- 平成 28 年度までは「医療機関」としていた項目を、平成 29 年度から「病院・診療所」、「在宅医療・介護連携センター、在宅医療・介護連携センターステーション」、「その他医療機関」と分類しました。

- 様々な機関とのネットワークの構築により、各関係団体から地域包括支援センターに地域の高齢者に関する様々な情報が寄せられるとともに、支援に必要な関係団体と情報を共有することで、多種職連携の協働による支援につながっています。

3 機能強化事業

地域包括支援センターが地域の実情にあったきめ細かな支援を行うため、出張相談や訪問による実態把握、地域におけるネットワークの構築、介護予防等を担当する職員を配置し、主に以下の業務を行います。

- (1) 訪問による高齢者の実態把握（[グラフ 1](#)、[グラフ 2](#)、[表 1](#)参照）
- (2) 出張相談（[表 2](#)参照）
- (3) ネットワーク構築（[グラフ 4](#)、[表 3](#)、[表 4](#)参照）
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務（[表 7](#)、[表 8](#)参照）

※機能強化職員は、介護予防支援は行いません。

4 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- 介護保険における予防給付の対象となる要支援者と、総合事業における事業対象者が、介護予防・生活支援サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、事業所との連絡調整を行うものです。

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業者へ委託することができます。

表 6

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの類型

利用サービス	利用サービスの具体例	介護予防支援又は、 介護予防ケアマネジメントの 類型
介護予防給付	訪問看護、福祉用具の貸与	介護予防支援
介護予防給付＋ 介護予防・生活支援サービス事業	福祉用具の貸与＋介護予防 訪問介護相当サービス	
介護予防・生活支援サービス事業 のうち、指定又は直営、委託のサービス	指定事業者のサービス (介護予防相当サービス、 基準緩和サービス)	介護予防ケアマネジメント A
	短期集中予防サービス (幸齢ますます元気教室、訪 問指導)	介護予防ケアマネジメント B
介護予防・生活支援サービス事業 のうち、住民主体の訪問型生活支援、 又は一般介護予防事業など	住民主体の訪問型生活支 援、地域の茶の間、 健康教室、保険外サービス	介護予防ケアマネジメント C

表7

類型別ケアプラン作成件数の推移

(単位：件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護予防支援ケアプラン	7,246	7,739	7,989	7,939	5,414
介護予防ケアマネジメントA					3,418
介護予防ケアマネジメントB					604
介護予防ケアマネジメントC					4

※件数は各年度3月末時点(ケアマネジメントBは平成29年10月～3月末の数)

表8

居宅介護支援事業者への委託件数割合等の推移

(単位：件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ケアプラン作成総件数	7,246	7,739	7,989	8,086	9,440
地域包括支援センター担当件数	3,499	3,539	3,526	3,223	4,462
居宅介護支援事業者への委託件数	3,747	4,200	4,463	4,863	4,978
居宅介護支援事業者への委託割合	51.7%	54.3%	55.9%	60.1%	52.7%
同系列法人への委託割合			10.4%	10.3%	10.1%

※件数は各年度3月末時点